平成２９年（フ）第１４号
茨城県龍ケ崎市八代町3809番地
債務者　山崎　武則
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
茨城県牛久市さくら台２丁目19番地７（市営神谷住宅412）
債務者　早川　　守
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
山梨県甲府市伊勢３丁目１番４号
債務者　三神　久範
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
山梨県韮崎市穂坂町宮久保4148番地３
債務者　高橋　真未
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
奈良市恋の窪１丁目17番10号
債務者　西口雄一朗
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号
静岡県富士宮市下条６番地の８　佐野アパートＡ－Ｂ
債務者　佐野　陽一
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２６号
静岡県富士市今泉4001番地の５　雇用促進住宅３－201号
債務者　黒河ユカリ
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３９号
静岡県富士宮市舞々木町456番地の２　ルミエール舞々木Ｃ－202
債務者　鈴木　美樹
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４３号
静岡県富士市柳島61番地の２
債務者　澤田　実穂
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３２号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番１－105号
債務者　武田　　昇
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２９号
青森県三戸郡階上町蒼前東４丁目６番地451
債務者　松村　康敬
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８号
宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈60番地10　コスモピアエクセル102号
債務者　小野寺輝美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第１８号
群馬県桐生市境野町２丁目1435番地の３
債務者　葭葉　成郎
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４号
金沢市北町丁97番地３
債務者　田村　幸一
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
静岡県下田市吉佐美2185番地の11
債務者　上野　直樹
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第５９号
三重県津市鳥居町167番地11　山の手サザンコートＷ202
債務者　古田島加代美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２号
兵庫県川西市加茂２丁目１番22－304号
債務者　川端　裕之
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
兵庫県豊岡市日高町水上６番地の１　フラッツ１　105号
債務者　牧野　洋介
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係